

県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づく意見について

番号	医療圏	項目	意見内容	県の考え方
1	名古屋・尾張中部	全体	今回、患者の受療動向等から、2つの医療圏が1つになったことと、記載内容が名古屋と尾張中部で分かれているところが多いことを見られます。冒頭の「はじめに」にそのことについて説明はありますが、1つの医療圏として他医療圏のようをまとめる必要があると考えます。	平成30年度からは名古屋・尾張中部医療圏という1つの医療圏になるため、本来ならば全ての章で記載をひとつにまとめるべきであり、それぞれの方針や事業は現在の医療圏ごとに別々で行っていただきます。計画策定の時点で、すべて1つにまとめた記載にしようとおそれがあります。それぞれの方針や課題が現れ、まとめることができません。そのため、今回は、まとめることはできません。それぞれの方針や課題を別記載といたします。
2	名古屋・尾張中部	第3章機能を考慮した医療提供施設の整備状況 第5節精神保健医療対策	【今後の方策】 2 多様な精神疾患に対応できる医療機能の明確化に以下の文章を追加 ○向精神薬は長期間にわたって服用されることが多く、その結果、副作用として口腔乾燥を生じ易いことから、むし歯や歯周病などの口腔内障害の誘発因子となるため、歯科医療機関との連携が必要です。	意見のとおり修正します。